

# 下水道区域の見直しに関するアンケート

みなさまのお住まいの区域は、現在、下水道整備予定区域となっておりますが、市では「区域の見直し」を検討しています。ご意見をお聞かせください。

## なぜ、見直しか

- 事業の長期化
  - ・下水道整備のスピードアップが難しい。
- 生活設計への影響
  - ・長期化に伴い、家屋の新築や改築計画が立てられない。
- 下水道整備の必要性が薄れる
  - ・下水道を待たずに、合併浄化槽による水洗化が進む。
  - ・人口減少・高齢化の進行などから下水道への接続が伸びない。

## 今後、どのように水洗化を進めるか

- 合併浄化槽による水洗化（区域の見直し）
  - ・下水道区域からはずして、浄化槽区域に変更し、個人設置の合併処理浄化槽による水洗化を進める。

以上が、現段階の市の考えです。みなさまの下水道に関するご意見を参考にさせていただきますので、アンケートにご協力をお願いします。

アンケートは、

- ① ご記入の前に裏面をお読みください。
- ② 別紙のアンケート調査票にご記入ください。
- ③ アンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れて、郵送してください。  
切手は不要です。
- ④ 8月20日頃まで郵送して下さるようお願いします。

連絡先 大仙市役所 下水道課

0187-63-1111 (内線282・292)

## 記入する前にお読み下さい。 区域を見直す場合と、しない場合は、つぎのとおりとなります。

### 見直して、下水道区域からはずして、浄化槽区域になった場合

- ① 将来ともに下水道の整備は行いません。下水道のようにトイレの水洗化の義務づけはありませんので、みなさまの生活設計に合わせて水洗化できます。
- ② 現在、汲み取り便所の方が、水洗トイレにする時は、個人で合併浄化槽を設置していただきます。
- ③ 浄化槽の設置費用は個人負担となりますが、合併浄化槽補助制度を利用できますので負担が軽減されます。
- ④ 現在、単独浄化槽を使用している方が、合併浄化槽に切り替えを希望する場合も、合併浄化槽補助制度を利用できます。
- ⑤ 現在、合併浄化槽を使用している方は、そのまま使用していただくことになりますので、何ら変わりありません。（合併浄化槽を更新する場合には、合併浄化槽補助制度を利用できます。）
- ⑥ 下水道認可区域は、合併浄化槽の補助対象となっていませんが、一部の下水道認可区域については、見直しにより合併浄化槽の補助対象となります。  
（認可区域＝下水道区域のうち、約7年間で、実際に工事を実施しようとする区域）
- ⑦ 合併浄化槽は個人が設置・管理します。浄化槽の維持管理費（法定検査・保守点検・清掃費・電気料 約4万円から8万円/年）は個人負担となります。

### いまのまま、下水道区域からはずさないで、将来、下水道整備する場合

- ① いつ頃、下水道が使用できるようになるのか、現段階ではお示しすることはできません。
- ② 下水道が整備されると受益者負担金のご負担があります。
- ③ 下水道へ接続する時に、宅内排水設備工事は、個人負担で施工していただきます。  
（約60万円から100万円）
- ④ 下水道を使用開始してからは、月々に下水道使用料金を納めていただきます。  
（約4万円から8万円/年）
- ⑤ 下水道区域のうち、下水道認可区域になると合併浄化槽の補助対象となりません。  
（下水道区域でも、認可区域でない場合は、合併浄化槽補助制度の対象となります）
- ⑥ 下水道法では、汲み取り便所の場合は、下水道が使用できるようになってから3年以内に水洗化することが義務づけされています。また、既に浄化槽を使用している方も速やかに下水道へ接続していただくことになります。

#### 【浄化槽とは】

浄化槽は、各家庭の敷地内に設けて、微生物の働きなどを利用して汚水を浄化し、きれいな水にして放流する最も身近な污水处理施設です。以前は水洗トイレからの汚水だけを処理する単独浄化槽を設置できましたが、現在(平成13年4月以降)は、水洗トイレからの汚水と、台所排水、浴室排水、洗濯排水などを一緒に処理する合併浄化槽でなければ設置できないことになっています。

#### 【合併浄化槽補助制度】

浄化槽設置費用は個人負担ですが、市から補助があります。

補助金額は、5人槽(延べ床面積160m<sup>2</sup>未満) 411,000円、7人槽(延べ床面積160m<sup>2</sup>以上) 514,000円、10人槽（二世帯住宅等浴室、台所が2つ以上ある住宅）686,000円となっています。

